



2019年12月2日

各位

会社名 カネヨウ株式会社
代表者名 代表取締役社長 西野 幸信
(コード番号 3209 東証第二部)
問合せ先 取締役 保坂 和孝
(TEL. 06-6243-6500)

当社株式の時価総額に係る猶予期間の解除についてのお知らせ

当社株式は、2019年11月における月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上となり、東京証券取引所の上場廃止基準に該当しないことになりましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 当社株式の時価総額について

当社株式は、2019年8月の月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円未満となり、東京証券取引所の有価証券上場規程第601条第1項第4号a(時価総額)に定める上場廃止基準に係る猶予期間に入りましたが、2019年11月における月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上となりましたことから、東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当せず、猶予期間入りの指定が解除されることとなりました。

(ご参考)

(1)当社株式の2019年11月の月間平均時価総額	1,167,916,586円
(2)当社株式の2019年11月の月末時価総額	1,261,738,140円
(2019年11月29日終値 897円×2019年11月29日上場株式数 1,406,620株)	

2. 今後の見通しについて

当社は、現在「兼松株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明のお知らせ」にて令和元年11月12日に公表しておりますとおり、兼松株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による当社普通株式(以下「当社株式」といいます。)の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に対して賛同の意見表明をしており、株主の皆様への本公開買付けへの応募を推奨しております。

本公開買付けにあたり、公開買付者としては、繊維メーカーが事業の多角化を積極的に進めるなどの繊維産業を取り巻く事業環境の変化等を踏まえ、当社の繊維メーカーとの取引関係による多彩なサプライソース等の経営資源を最大限に活用するためには、公開買付者グループ全体の経営資源を当社に再配分し、かつ、海外展開の強化を含めた事業展開について迅速な意思決定が必要であり、そのためには、当社を連結子会社化することとどまらず、公開買付者の完全子会社とすることが最適との判断に至ったとのことです。当社としても、上記の事業環境の変化を踏まえると、当社が、公開買付者の完全子会社となり、相互に意思決定の緊密化・迅速化を図ることが、当社の中長期的な企業価値の向上が見込まれる最善の選択であると判断し、上記のとおり本公開買付けに賛同するに至りました。

今後、当社としては、公開買付者との事業シナジーを実現すべく、公開買付者の完全子会社となり、公開買付者の経営資源を活用して、①公開買付者の車両・航空セグメントにおいて、当社のサプライソースが保有する先端技術を駆使したハイスpekク素材を公開買付者の顧客基盤に展

開することにより、これまで当社単独では取り組むことが困難であった海外での当社の顧客ネットワーク拡大に積極的に取り組む、②公開買付者の車両・航空セグメント以外の電子・デバイスセグメント、食料セグメント、鉄鋼・素材・プラントセグメントを含む公開買付者の幅広い事業領域における海外拠点網・海外販売チャネルを活用し、当社の既存の事業を拡大するとともに、当社の商材調達機能等の経営資源の可能性を余すことなく発揮することで新しいバリューチェーンの構築を推進する、③公開買付者の財務資源の活用による金融費用削減、公開買付者グループの研修制度を利用した人材の育成等のグループメリットを享受するなどの取り組みを行ってまいります。

以上の当社と公開買付者との意思決定の緊密化・迅速化による事業シナジーの実現のため、本公開買付けにおいては買付け等を行う株券等の数に上限が設定されておらず、また、本公開買付けにおいて当社株式の全てを取得できなかった場合には、当社を公開買付者の完全子会社とするための一連の手続を実施することが予定されております。これらの手続が完了した場合には、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。

以上